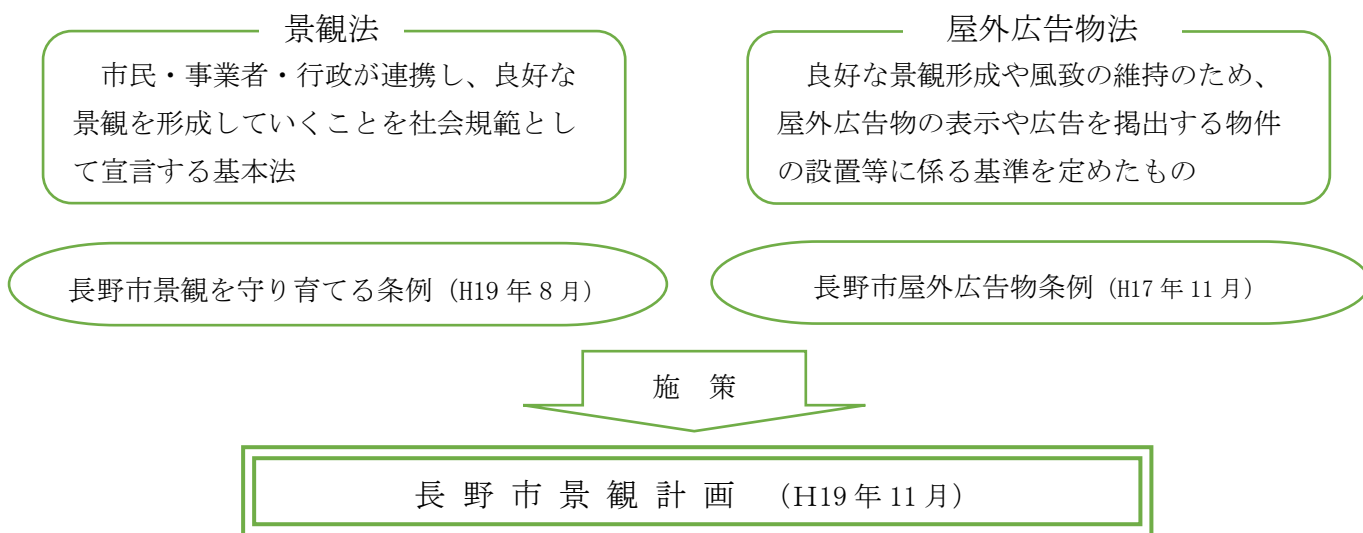


# 長野市景観計画の改定について

## I 景観計画の概要



## II 計画改定の背景

- 策定から10年を経過
  - 現計画は、施行から10年程度の景観形成を念頭に置き策定
  - 国では“明日の日本を支える観光ビジョン”において、優れた景観資源の保全・活用により、観光地の魅力向上に取り組んでいる。
  - 住んでよかったと実感を持てるまち、そして選ばれる都市としてのビジョンをより一層明確化し、良好な景観に関する市民意識の醸成を図る。
  - ながの百景の選定、歴史的風致維持向上計画の策定、重要伝統的建造物群の選定などを反映
- 長野市の魅力ある景観の更なる向上  
本市の特徴である、
  - 雄大で緑あふれる自然環境と一体になった里山景観
  - 善光寺、松代、戸隠などの歴史的景観
  - 善光寺表参道の魅力とにぎわいのある都市景観 など
 を活かし、地域ブランドの創出や観光交流の促進等、経済的価値を生む景観に「活用」する。
- 新たな課題や社会情勢の変化に対応
  - 景観上、支障となる太陽光発電施設や風力発電施設等への対応（環境施策との連携）
  - 現状の景観法による届出（一定の区域内や大規模に行われる建築行為等についての事前に市へ届けることにより、その行為が景観計画に定める基準に適しているか否か判断等を行う。）は、行為着手の30日前までに行うものだが、その時点ではすでに、行為の変更等はほぼできないことから、国は「事前協議」（届出の前に、市へ行為の概要について協議）の制度化を推奨  
これを受け、景観計画で「事前協議」を制度化し、併せて「市景観を守り育てる条例」を改正するもの。

## III 主な改定内容

現 行		改 定（案）	
第1編	第1章 《計画の策定》 1 策定の背景 2 目的 3 計画の区域 4 位置づけ	第1章 《計画の基本理念》 1 改定の経緯 2 計画の目的 3 本市の特徴的な景観 4 計画の区域 5 位置づけ	
	第2章 《計画が目指すこと》 1 景観形成の理念 2 景観形成に関する方針（6つの方針）	第2章 《市の未来像》 1 景観を守り育む地域社会 2 良好な景観がもたらす恩恵 3 景観形成に関する方針（方針それぞれにエリア別目標を付記）	
	第3章 《行動計画》 1 景観を守り育むための取組 2 推進組織	第3章 《行動計画》 1 景観法を活用したまちづくりへの誘導 2 景観まちづくり施策	
第2編	第1章 《行為の制限に関する事項》 1 届出を要する大規模行為 2 地域区分 3 大規模行為景観形成基準	第6章 《行為の制限に関する事項》 1 地域区分 2 すべての行為に係る景観形成基準 3 届出を要する大規模行為 4 事前協議制度  ※ 太陽光パネル等の設置について、上記1～4に追加	
	第2章 《景観重要建造物等の指定の方針》	第4章 《景観重要建造物等の指定の方針》	
	第3章 《景観重要公共施設の整備に関する事項》	第5章 《景観重要公共施設の整備に関する事項》 善光寺周辺のエリア拡大 松代地区を追加	
資料	略	資料	庁内の景観形成に資する関連事業（事業それぞれに該当する方針を付記）

※ 景観計画改定専門部会による検討作業（H27年度：1回 H28年度：5回 H29年度：8回）

## IV 今後の予定

1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月
取りまとめ 庁内意見等 計画地区・ 学生意見募集	意見反映	パブコメ 都計審意見	意見反映 本会審議	答申 市で決定	議会会派説明 上程 条例改正案	施行